

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市飯野土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年4月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	都築 正	丸亀市飯野町東分1274番地1	平成19年1月26日

2 就任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	三木 徹	丸亀市飯野町東分659番地	平成19年3月25日